

道宣の『四分律行事鈔』撰述とその背景

——僧祐の著作活動との類似性——

戸 次 顕 彰

はじめに

南朝の斉・梁に活躍した僧祐（四四五―五一八）と、初唐の道宣（五九六―六六七）は、ともに律僧や仏敎史家として中国仏敎史に巨大な足跡と著作を残している。特に両者の著作は『弘明集』と『広弘明集』、『釈迦譜』と『釈迦氏譜』、『出三蔵記集』と『大唐内典録』のように、まるで道宣が僧祐の業績を受け継ぐ意識を持っていたかのような類似性が見られる。また『宋高僧伝』道宣伝には、道宣が僧祐の生まれかわりであるような記載もあり、両者の間には何らかの共通の志向があつた可能性がある。近年ではこの点を藤善眞澄氏が注目し、両者の時代背景とともに末法意識や護法論などの観点から共通点・相違点を論じている。^②

しかし、僧祐と道宣の仏敎者としての類似性はこれまでも藤善氏により注目されていたものの、道宣の戒律関係著作の主著『四分律刪繁補闕行事鈔』（以下『行事鈔』）との関連や著述活動の内実にまで言及されることはなかった。また『行事鈔』自体の研究も、道宣の仏敎観・戒律観に言及されることはあつても、戒律文献としての性格や特色などについては不明のまま放置されてきた感がある。そこで本稿は『行事鈔』の基礎的研究の一部として、その文献的

性格や撰述意趣を明確にするとともに、様々な中国人仏教者が著した仏教文献の中でどのような位置にあるのかを考える一つの手段として僧祐との類似性に注目してみたい。

本考察の要点を述べれば、道宣の『行事鈔』には、仏典から要文を抜き書きしてそれを内容ごとに章立てするといふ類書的な文献的性格が見られる。また『行事鈔』は多分に出家者の実践的・現実的課題への対処を目的としており、その点が文献的性格とも密接に関わっている。そしてその背景にある道宣の編集方針や撰述意趣には、僧祐の著作活動と類似している側面がある。本稿はその点を指摘することによって、僧祐から道宣へ、あるいは南朝仏教から道宣へという流れの一端を考察し、『行事鈔』の文献的性格を論じていきたい。

一 仏典の抄略と仏教類書の成立

一 一 南朝仏教界の動向と僧祐

僧祐の著作活動と道宣の『行事鈔』との間にある性格の類似性は、まず仏典から要文を抄出して、それらを類聚していく編集方針に象徴される。まず僧祐の場合を見ていくには、南朝仏教界の動向と併せて考察する必要があるが、この領域の研究にはすでに優れた成果が多く発表されている。ここで参照した代表的な研究は、南朝における仏書編纂活動に関しては『仏典はどう漢訳されたのか―ストウが經典になるとき―』（船山「二〇二二」）をはじめとする船山徹氏の研究、また梁代の仏教類書の成立やその背景を論じた研究には大内文雄氏の『南北朝隋唐期仏教史研究』（大内「二〇二二」）、さらに僧祐の著作活動や疑偽経・抄経への態度を論じた岡部和雄氏の論考（岡部「一九七二」）などである。今これら先行研究を踏まえて南朝仏教の流れを概観してみたい。

僧祐が活躍する前の時代、すなわち五世紀前半は鳩摩羅什をはじめとした訳経僧らの活動により、訳経活動が隆盛

を極めた時代である。ところがその五世紀も後半になると訳経は一時停滞する傾向にあったと言われる⁽³⁾。僧祐らが活躍したこの時代、すなわち五世紀の後半から六世紀にかけての南朝では教義学が盛り上がりを見せることは夙に注目されてきたことであるが、訳経史の面では訳経活動に代わって仏書の編纂や整理が成されていく時代であったといわれている⁽⁴⁾。ここで行われた仏書の編集活動には様々なジャンルがあることは船山「二〇二三」等から知られる。そしてその中には「抄経」というジャンルがあり、この頃の抄経作成の代表的人物として竟陵文宣王蕭子良（四六〇—四九四）がいる⁽⁵⁾。蕭子良は南斉の崇仏家として知られ、彼のもとには当時の名高い仏教者が多く出入りして交流していた⁽⁶⁾。またこの頃、僧祐も師のもとで律学を研鑽した後、蕭子良の求めに応じて律を講義するなど友好的な関係にあってことが伝から知られる⁽⁷⁾。南斉時代の蕭子良による抄経の意義について船山氏は、「むしろ、彼にとつては、自らが参与する齋会等の仏教実践の場において読みあげるべき經典について、必要な箇所を的確にまとめて準備しておくために、抄経は必須の資料であったと推測される⁽⁹⁾」と述べ、また「抄経」のみならず南斉時代に多く行われた仏書編纂活動の全体についても「これらの諸事象は、私見によれば、仏教を真摯に実践しようとする意志において一貫する⁽¹⁰⁾」と述べるなど、「抄経」が作成された背景に編纂者の実践的態度があったという重要な指摘をしている。本稿で後述していくことになるが、僧祐や道宣の著作活動にもこのような抄経作成の背景にあるような実践的意志が見られる。この時代に生きた僧祐の著作活動、また唐代になって「鈔」と題した戒律文献を著述した道宣の意図を考察する際には、以上のような南朝仏教界の動向を踏まえながら考察することが重要である。

そこで視点を再び南朝に向けてみたい。抄経作成の代表的人物が蕭子良であることは前述したが、彼と交流をもちつつも經典目錄編纂者という立場から「抄経」を批判した人物が僧祐である⁽¹⁾。僧祐は蕭子良と友好的な関係をもちながらも、その活動の一端が批判の対象でもあったという点は一見不可解である。しかし少なくとも僧祐は経録の編纂者であったという点に注意を要する。つまり批判の背景には、インド伝来の仏典の翻訳に関する記録を蒐集・整理し

て正確に残そうとした僧祐の課題があつたと考えられるのである。

その僧祐は『出三藏記集』の中で、「抄経」を「義要を撮挙」することであると端的に定義した上で、インド傳來の仏典が広大であることから、訳経僧が漢訳に際して便宜上抄経を作成することには理解を示す。¹²⁾ところが後の時代になると、翻訳が完成された後の経（成経）に対しても抄撮がなされているという現状を指摘して次のように批判する。

而後人弗思肆意抄撮、或棋散衆品、或爪剖正文。既使聖言離本、復令學者逐末。竟陵文宣王、慧見明深、亦不能免。若相競不已、則歲代弥繁、蕪黷法宝。不其惜歟。（大正五五、三七下）

しかし後の人は深く考えることなく思うままに〔経文を〕抜粋し、諸品をばらばらにしたり、正文を切つて分断したりしている。（「このような行為は」聖なる言葉をおおもとから離れさせ、學者に〔本質ではなく〕末端の事柄を追わせている。竟陵文宣王のように智慧の眼が明るく深い人でも、免れることができなかった。もし〔このような抄経作成が〕競い合つて続けば、法宝を穢す行為が時代とともにますます激しくなるであろう。残念なことである。

この文章はよく知られた僧祐の抄経批判の一部であるが、原典の文言を省略・削除しながら仏典を編集する「抄経」は、中国の仏教者が仏典を学習・実践する際に便利な面がある。しかし一方では、仏教者が聖教に対して重要な箇所とそうでない箇所を区別することができるのか、ましてや削除することが果たして可能であり正当であるのかという問題を生起し得る。三藏の訳出に関する事跡を記すべく『出三藏記集』を編纂した僧祐の意志は、後の經典目録の基準として、あるいは中国人仏教者がインド傳來の仏典と向き合う際の態度として、後代に大きな影響を与えたこ

とは容易に想像できる。だからこそ抄経に対して批判的見解を述べるに至ったとも考えられる。そしてこのような僧祐の意志は、道宣が律蔵と向き合う姿勢とも重なる面があることは、本稿で後述していきたい。

また、この頃の抄経の隆盛と不可分の関係にある注目すべき動向は、斉代から梁代にかけての仏書編集活動が仏教類書の編纂へと向かっていることである。¹³抄経には僧祐が指摘するような問題点があるにせよ、インド伝来の広大な仏典から要文を抜粹するという風潮は、やがてその抜粹した経文を同類の項目ごとに章立てして編集するというスタイルの仏教類書へと発展していくのである。

ではこのように南朝での仏典の編集活動が抄経から類書へ展開したと見た場合、その動向の中で僧祐自身はどのような著作活動を展開したのかを次に見ていきたい。僧祐の著作としては『出三蔵記集』『弘明集』『釈迦譜』が現存しているが、現存していない著作についても『出三蔵記集』に目録・序が残っており、その記載によって僧祐には八部の著作があったことが分かり、さらにそこから各著作がどのような性格であったかを多少知ることができる。僧祐は『出三蔵記集』『釈僧祐法集総目錄序第三』において、自らの著作群を次のように総説している。

仰稟群經、傍採記伝。事以類合、義以例分。顯明覺応、故序釈迦之譜、区辯六趣、故述世界之記、訂正經訳、故編三蔵之録、尊崇律本、故銓師資之伝、弥綸福源、故撰法苑之篇、護持正化、故集弘明之論。(大正五五、八七上中)

群經を仰ぎ受け、記録や伝記資料もそばに置いて取り入れる。「それぞれに記載される」事柄(事)は同類の事柄(類)ごとに編集し、意味・内容(義)は同じ意味内容(例)によって分類する。釈尊(覺応)のことを明らかにするために「釈迦の譜」を述べ、六趣を区別するために「世界の記」を述べ、經典の翻訳に関する事柄を正しく示すために「三蔵の録」を編纂し、律本を尊ぶために「師資の伝」を調査して明らかにし、福徳の源につい

て糸を縫い合わせるようにまとめるために「法苑の篇」を撰集し、正しい教えを護持するために「弘明の論」を編集した。

ここに挙げられるように僧祐の著作は先の三書の他にも「世界之記」「世界記」、「師資之伝」（薩婆多師資伝）、「法苑之篇」（法苑雜縁原始集）などがあったことが分かるが、彼の著述活動は、ここに挙げられた六書の性格を述べる言葉に象徴されるように、群経や記伝の所説を集めて、それらを同類の事柄や意味内容にしたがって類別していくという方法論（傍線部「事は類を以て合し、義は例を以て分かつ」）によって一貫していたと見ることが出来る。

この手法の背景にある僧祐の撰述理念は、各著作の序を見るとより明瞭となる。例えば釈尊の伝記をまとめ上げた『釈迦譜』序では、

若夫胤裔託生之源、得道度人之要、泥洹塔像之徴、遺法將滅之想、総衆経以正本、綴世記以附末。使聖言与俗説分条、古聞共今跡相証。万里雖邈有若躬踐、千載誠隱無隔面对。今抄集衆経、述而不作。庶脱尋訪力半功倍。

（大正五五、八七下）

「釈尊の」家系や託生という源、成道して人々を出家させた「事跡の」概要、涅槃とその後の仏塔・仏像の「作られた」足跡、釈尊の遺した法とそれがやがて滅びようとする想定については、諸経を総括してそれをもって正本とし、その他の記録や伝承（世記）を集めて補助資料として付録する。仏説と俗説とを区別させ、古い伝承と現在の記録とを照らし合わせて明らかにさせる。「釈尊の故地インドへの」道のりは万里のように遥かであるが、自分で釈尊の足跡を訪ねているようであり、「釈尊の時代からは」千載の時間が経過して「教えが」誠に隠れてしまっている今においても、隔たりなくまるで「釈尊に」対面しているかのように思うであろう。今、諸経を抄

集し、作爲せずにそのまま記述する。釈尊の足跡を訪ねようと思う者には、半分の努力で得られる成果を倍増させることができよう。

と述べ、釈尊の生涯から仏滅後の様相に至るまで「衆経を抄集して、述べて作らず」（傍線部）という方針によって『釈迦譜』を著述したという。「述而不作」は『論語』述而篇冒頭の名句として広く知られており、ここでは經典の言葉をそのまま用いるのであって自ら余計な創作を加えたりしないという著述態度を表明したものである。そして著述の目的として「力半ばにして功倍す」とあるように、釈尊を慕ってその業績を膨大な仏典に尋ねようとする者に対して、少しでもその苦勞を軽減させたいという意識によって著述されたものであることが分かる。

この姿勢は、六趣を区辯するために作ったという『世界記』序で次のように述べることと一致する。

①窃惟方等大典、多説深空、唯長鉛楼炭、辯章世界。而文博偈広、難卒検究。②且名師法匠、職競玄義、事源委積、未必曲尽。祐以庸固、③志在拾遺。故抄集両経、以立根本、兼附雜典、互出同異、撰為五卷、名曰世界集記。……庶溺俗者發蒙、服道者鑿解、共建慧眼之因、俱成覺知之業焉。（大正五五、八八中）

①ひそかに思うに、大乘經典は多く深い空の教えを説き、長阿含・楼炭經では世界を区分して明らかにしている。しかし文や偈は広大にわかには調べ究め難い。②その上、法に詳しい名高い師たちは玄義を競うことを己のつとめとし、事柄の源については詳細に述べていながら、未だ必ずしも説明し尽くされているわけではない。私（僧祐）は凡庸でかたくなではあるが、③〔仏典の記載を〕拾い集めて記録することを志している。故に〔大小乗の〕両経より〔諸説を〕抄集して、それをもって根本とし、その上でそれ以外の典籍も参考にして、互いに同異を指摘し、五卷の書にして「世界集記」と名付けた。……世俗に溺れる者の蒙を啓き、出家して仏道を歩む者の

理解を磨き、共に智慧の眼という因を建立し、覚知の業を成就することを願っている。

ここでも述べられるように、僧祐が『世界記』を著した際の問題意識はインド伝来の仏典が膨大であることに端を発する(傍線部①)。一方で当時「名師法匠」と呼ばれた人々は、玄義を論ずることを主眼としていたため、事柄の本源を詳らかにできていないという問題があったようである(傍線部②)。このような僧祐の批判は『法苑集』(『法苑雜縁原始集』)と呼ばれる仏教類書についても、「しかるに講義に熟練した英徳たちは玄義を究めんとはげみ、新進・後進の者たちは転読を専らとしているが、結局は毎月、法門の常務を修めながら、その根源を理解することもなく、毎日、僧衆の日常儀礼を行いながら、その始源を知らざる状況にさせている。なんともひどいありさまではないか。

(然而講匠英徳、鋭精於玄義、新進晚習、專志於転読、遂令法門常務、月修而莫識其源、僧衆恒儀、日用而不知其始。不亦甚乎)¹⁴と述べて、当時の「講匠英徳」が玄義を詳しく論じ、「新進晚習」の修行者たちも「転読」に専ら励んでいる一方で、仏教者の「月修」「日用」と呼ばれるような日々の仏道に関する事柄の根源・始源が明らかになっていないと指摘していることと一致する。

そこで僧祐は「志は拾遺に在り」(傍線部③)と述べて、仏典の言葉をそのまま用いるという方針のもとで、要文を抄集して類や例ごとに分類していくという方法によってこれらの著作を成した。そしてそのような著述の動機は、道俗それぞれの仏道において広大な仏典を紐解く手間を軽減させようと思ったからに他ならない。そのため僧祐は『釈迦譜』序で示した「述べて作らず」という方針と同様に他の著作でも「抄出」という方法を採用したのである。

以上、優れた研究成果がすでに出ている領域であるにもかかわらず、南朝仏教における仏書編集や、僧祐の著作活動をここで敢えて再び取り上げた理由は、このような動向が『行事鈔』を考察する際に極めて重要であると考えたか

らである。これまで見てきた南朝仏教界の動向は次のようにまとめることができる。

まず五世紀後半頃の南朝では仏典を簡略にするために抄経の作成が流行した。一方、経録編纂者としての僧祐は、編集が加えられた抄経は真の經典と区別すべきであるという立場をとってこれを批判する。抄経作成者たちと僧祐の立場は一見異なっているように見えるが、その背景にある意図や目的には共通点も見出せる。両者はともに、長大なインド伝来の仏典を中国人にとって読み易く理解し易いものにしようとしていた点に共通点がある。但し抄経の場合は、それを「経」と称した点に問題があったと言えるだろう。そこで僧祐はインド伝来の仏典を尊重するが故に、「述べて作らず」という方針のもと、類書という形式の著作活動を展開することによって抄経の問題を克服しようとしたのである。

一―二 『行事鈔』題字の「鈔」と類書的性格

次に本稿の主要テーマである道宣の『行事鈔』の文献的性格を見ていきたい。そこでまず注目したい点は『行事鈔』が「鈔」という形式の戒律文献であることである。中国の仏教者が著した仏教文献には、「疏」「記」「注」「章」など様々な書名があるが、道宣の「鈔」とは一体どのような性格を意味する著作であるのかという点に、これまで十分な検討がなされていなかった。「鈔」は南朝で多く作られた「抄」との関係を考える必要もあるし、また僧祐が宣言した「述而不作」との関連も考えなければならない。

道宣は『統高僧伝』明律篇・論の中で、僧祐と同様にこの「述而不作」の句を用いて律蔵を研究する心構えを示す箇所がある。

論餘兩蔵、義在潛通、達解知微、名為全正。所以天仙小聖、逗機明道、互說精理、開明慧務、俱称至教、印定成

經。若擲律宗、惟遵仏誨、大小諸聖、不妄伝揚。……雖著論評、述而不作。(大正五〇、六二上)

律藏以外の両藏(經・論)を論ずれば、意味は奥深くあまねいていて、「その真相の」理解に到達し微妙を知ることを「會正」という。故に天仙や聖者たちは、衆生に應じて仏道を明らかにし、互いに精密な教理を説いて、智慧を開き示しており、ともに「至教」と称せられ、「仏によつて」認可されて經となつた。⁽¹⁵⁾「一方で」もし律宗(律藏研究)の場合を言えば、仏の教えにそのまま遵うべきであり、大小乗の聖者たちが妄りに宣揚して伝えたものではない。……〔戒律関係の〕論述をして書を著すとしても、律典の記載をそのまま記すのであり、自らの見解を作り述べるべきではない。

この文章では、三藏を伝承・研究していく際のそれぞれの特徴が述べられている。奥深い義を説く經・論では、聖者たちによる「會正」や「至教」と呼ばれるような教義字の研鑽が求められるが、律においては仏が説いた律の規定をそのまま実行することが肝要なのであつて、大小の諸聖が妄りに解釈を加えて伝承したものではないと述べられている。やや深読みをすれば、自らを律する内容を含む戒律文献の場合には、解釈を重ねることによって自分に都合のよいものに変化してしまう恐れがあつたと考えられる。それ故、律文献を著述していく基本姿勢として「述而不作」が用いられるのである。僧祐も用いた「述而不作」は、「人能弘道」〔論語〕衛靈公篇〕と並んで、教えの伝承に関して中国の仏教者がしばしば用いる言葉であるが、殊に律僧や仏教史家と呼ばれる諸師が多用していることには注意を要する。僧祐や道宣、他にも慧皎や贊寧など著名な仏教史家が、同時に戒律の研究者でもあることは偶然の一致ではなく、律学と仏教史学が共通の志向から生み出されたものであることを示唆しており、この問題は今後慎重に検討していかなければならないであろう。今ここで言えることは、律文献の著述においても仏典の言葉をそのまま用いて編集するという方法論を道宣が意識していたということである。

そこで『行事鈔』序文の中で「鈔」について道宣が説明する箇所を見ることによって、本書の文献的性格を考察していききたい。

夫鈔者、固令^①撮略正文、^②包括諸意也。余智同螢曜、量実疎庸、何敢輕侮猷言。動成戲論。雖然学有所承、承必知本。每所引用、先加覆檢、於一事之下、廢立意多、諸師所存、情見繁広。今並刪略、止存文証。(大正四〇、三二)

そもそも「鈔」とは、^①正文を省略して抜き出し、^②諸意を包括させること〔を意味する語〕である。私の見識は螢の光のようにかすかなものであり、力量も未熟であるので、道しるべとしての教えを軽^⑬んじるようなことをすれば、無意味な論争（戲論）になりかねない。そうであっても〔私の〕学問は師から受け継いだものであり、師から学んだことであれば必ずおおもとの立場に帰ることができる。^⑭〔この書では〕常に引用する際に、それに先立つて十分な検討を行うと、一つの事柄でも〔仏典によつて異同があるため〕廢立を検討する必要が多く生じ^⑮る。また先学諸師の残した著作中の見解も広く様々である。今これらを〔一々引用していると煩瑣になるので〕削つて省略し、証拠となる文章のみを示すことにしたい。

これは『行事鈔』を著すに至つた本意（鈔興本意）を述べた箇所に記され、序の最終段落に存する文章である。ここでは「鈔」について「正文を撮略」（傍線部①）することと「諸意を包括」（傍線部②）させることであると述べて、この書物を「鈔」と名付けた意図を示している。ところが道宣はこの「鈔」という書物の形式に絶対の自信を持っていたかという点、実はそうではないと見受けられる側面がある。特に問題となるのは傍線部①、すなわち仏説などの正文を省略するという方法論と関わっている。この文章によればそれらの行為はインド伝来の仏説・聖説（猷言）を

軽んじることになり、ややもすれば無意味な論争になりかねないという。道宣は他にも「抄略証文、多不具委」¹⁹と述べ、題にも「刪繁」を掲げている。このような抜き書き・省略という手段を用いる道宣は、自らの学統の確かさを訴えることによってこの問題を収束させようとしているが、序文の結びに相当する重要箇所においてこのような苦渋の表現をする背景には、かつて僧祐がおこなった「抄経」批判を想起することができる。つまり道宣がここで「猷言を軽侮」すると憂慮した背景には、中国に正しく伝わった仏典を部分的に抜き取る行為に対する抵抗感があつたと考えられる。

では、それにもかかわらず『行事鈔』ではなぜ「正文を撮略」するという方法を採用したのか。それは「鈔」のもう一つの意味である「諸意を包括」(傍線部²⁰)させることと関連する。後代著された『行事鈔』の注釈では「抄」と「鈔」との相違に言及する解釈も見られるが、²¹「鈔」は単なる省略や抜き書きを意味するものではないことが道宣の言葉によつて示されている。諸意を包括するとは、インド伝来の諸律に異同が見られることや、中国における諸師の解釈も様々であり、これらを検討した上で包括的な解釈を示すところに『行事鈔』撰述の目的があつたことが先の説明からうかがえる。

仏典から要文を抄出するという方法は、僧祐が「抄撮」と表現して批判した南朝の抄経と変わらない。しかし僧祐らが類書という形式で抄経の問題点を克服しようとしたように、道宣も「鈔」と題して諸意を包括させようとする戒律文献を編集している。

さらに僧祐との類似性という点では、『行事鈔』全体の構成に言及した次の文章の中に、類書性格が見られることも重要である。

然一部之文、義張三位。上卷則撰於衆務、成用有儀。中卷則遵於戒体、持犯立懺。下卷則隨機要行、託事而起。

並如文具委、想無紊乱。但境事寔繁、良難科擬。今取物類相從者、以標名首。至於統其大綱、恐条流未委。更以十門例括、方鏡眺遠詮。(大正四〇、一中)

そこで、この書物全体の文章を意味で分けると三種類になる。上巻では出家者の様々な集団の務め(羯磨)を包括して⁽²³⁾實用に際しての作法を明らかにする。中巻では戒体にしたがって持犯や懺悔の方法について明らかにする。下巻ではその他様々な状況での必須の戒行を事例に即して明らかにする。どれも文に沿って欠けることなく述べており、⁽²⁵⁾思念が混乱することはない。但し、出家者の務めはあまりに多岐に及ぶため、きれいに章立てすることは⁽²⁶⁾難しい。今は「篇題と内容に多少異なりがあつても」類似や関連がある事柄をその章に収めて、⁽²⁷⁾篇に名称を付けるという場合もある。大綱を統括することになると、恐らく末端の事柄までは詳しく言及できていない。だから十門を設けて一門ごとに述べたいことを包括し、そこで鏡に照らして深遠な教えを明らかにしていきたい。

ここでは三十篇から成る『行事鈔』を内容ごとに上中下の三巻に分類して全体の構成を述べている。⁽²⁸⁾道宣は広範囲にわたる領域をきれいに章立てすることが困難であるという所感を述べているが、ここで注目したいことは章立てに際して「物類相從」という言い方で『行事鈔』の文献的性格を示している点である。道宣は他にも本書の性格を「以類相從」⁽²⁹⁾や「事類相投」⁽³⁰⁾と表現している箇所もある。これらは仏典に説かれる諸説を同類のテーマごとに分類することを意味し、中国古典や仏典の世界では類書の性格を説明する際に用いられる定型的な表現である。⁽³¹⁾以上の文章から知られるように、撰者道宣にとっての完成度・満足度はともかくとして、『行事鈔』は注釈というよりも、むしろ類書を模範とした戒律文献であるという特色が見えるのである。

二 『行事鈔』に見られる実践的・現実的課題への対処

次に道宣はなぜ『行事鈔』を著したのかという撰述の動機に関わる問題を取り上げたい。これまで『行事鈔』の撰述や道宣の戒律観については「大乘的」あるいは「中国的」な戒律を形成しようとした意図があったこと、あるいは当時の中国において犯戒が広まっていたという時代的背景から出家者の生活を是正する意図があったことなどが主に挙げられてきた傾向がある。これらは『行事鈔』中に散説される道宣の言葉に基づいた重要な指摘ではある。しかし序文に目を向けてみると「大乘的」「中国的」あるいは出家者の犯戒批判などはほとんど見られない。むしろ中国の前代までの律僧による律学自体の欠点を挙げ、これまでにない戒律文献を撰述しようという意図が見られる。そしてそのような撰述の動機が『行事鈔』の文献的性格とも関わっていることを以下に考察していきたい。

まず『行事鈔』序の冒頭部分を見ていく。

夫戒徳難思、冠超衆象、為五乗之軌導、寔三宝之舟航。依教建修、定慧之功莫等、住持仏法、群籍於茲息唱。自大師在世、偏弘斯典、爰及四依、遺風無替。逮于像季、時転澆訛、争鋒唇舌之間、鼓論不形之事。(大正四〇、一上)

そもそも戒の徳は思議し難く、「形や現象として示された」あらゆるものを超越して⁽³²⁾いて、全ての仏教者(五乗)の軌範であり、三宝「を未来へと運んでいく」舟である。⁽³³⁾「三学の」教えによって修行道を確立していくという点では、定慧二学の功と「戒の功とが」等しいというのではない(つまり戒が最もすぐれている)し、仏法を住持していくという点では、「経蔵・論蔵などの」あらゆる典籍は「律蔵に対して」声を失ってしまう(かのようにである)。釈尊(大師)は世に出現されて、ひたすら律の教えを広められ、阿羅漢をはじめとする修行者たち(人

四依⁽³⁴⁾にその教えは及び、釈尊の遺風が廢れることはなかった。しかし像法時代になると、時代とともに誤った方向へ転じていき、⁽³⁵⁾無意味な論争をして口を揺り動かし、実態のない抽象的議論に明け暮れている。⁽³⁶⁾

ここでは戒律の功德や釈尊の業績を讃えつつ、時代の変化にともなつて仏法が少しく誤つた方向に向かつていることを嘆いている。この冒頭部分の論調、すなわち釈尊時代から後の時代、あるいはインドから中国へというように時代とともに衰えていることを指摘する書き出しは道宣の他の戒律関係著作の序にも見られ、⁽³⁷⁾定型的なパターンとなっている。

そして批判の矛先はより具体的に中国戒律学へと向かつており、次のように述べている。

常恨前代諸師所流遺記、止論文疏廢立問答要抄、至於顯行世事方軌來蒙者、百無一本。時有銳懷行事、而文在義集、或復多列游辭、而逗機未足。或單題羯磨、成相莫宣、依文用之、不辨前事。並言章碎乱、未可披檢。所以尋求者非積学不知、領会者非精鍊莫悉。(大正四〇、一上)

私が常々残念に思うことは、前代の諸師が世間に流布させた戒律関係の著述が、ただ文疏・廢立・問答・要抄⁽³⁸⁾を論じているのみであり、具体的作法を明らかにして将来の初学者の規範となり得る書物となると一つも存在しないのである。時には思いを具体的行事の把握にはげます者がいて、⁽⁴⁾『羯磨』のような戒律文献を撰集することがあつても、言葉が浮つていて的確ではないので、出家者達の現状に対処していくには不足した面がある。或いは単に羯磨の名称を記すのみで、「その規定が」成立した因縁などは述べられていないから、これらの文章を用いても実際の僧事(前事)を正しく実施できない。これらは皆、文章や章立てが乱雑であり、未だに紐解いて学ぶ対象とはならない。よつて学ぼうとしてもよほど学問を積んだ者でもない限りは理解し得ないし、意味を了

解しようとしてもよほど精練した者でなければ知り尽くすことはできないのである。

ここでは前代に行われていた律学が文疏・廢立・問答・要抄という方法によっていたとし、道宣はこのような律学から脱却しようとしていた意図が読み取れる。僧祐が学僧たちに対して、ただ玄義を語るのみで、「月修」「日用」が不十分であると嘆いたことと同様に、道宣も出家者に対して日々の具体的行為を示すための実践マニュアルとして参考になるような戒律文献が当時皆無であったと述べている。僧祐の場合には「溺俗者」「服道者」それぞれが慧眼を建立する因となるような書物の作成を目指していたことは先に見たが、道宣の『行事鈔』も前代の律学を「逗機未足」と批判して、仏道に熟達していない初学者でも利用できる書物の作成を目指していたことが分かる。さらに道宣の場合には「実用するために示した羯磨⁴³や、様々な出家生活上の是非、在家者を導き教化する正しい方法、その他出家者の多くの規範〔がこの書に示してあるが〕、これらは全てこの宗の見解であると受け止め⁴⁴〔て欲しいし、それは〕新学者の〔が煩瑣な戒律を学ぶ際〕の苦勞を少しでも軽減させようと思うからである。（并見行羯磨、諸務是非、導俗正儀、出家雜法、並皆攬為此宗之一見、用濟新學之費功焉⁴⁵）」と述べ、新学者の苦勞や手間の軽減を目的としていることが分かる。僧祐も「尋訪の者」が「力半ばにして功倍す」ることを目指していることは先に見た通りである。両者の著述には、仏典に対して達意的な解釈を示したり思想的に深めて玄義を論じたりするような性格は見られない。漢訳三藏をそのままの言葉・文章によって抜き出し、それらを同類の項目ごとにとまどめ上げて読者に提示することによって、実践や学習に際して便利な書物を作成しようとした意志がある点に共通性が見出されるのである。

さらにもう一点ここに付け加えるとすれば、道宣の「鈔」には戒律を重んじる実践的態度が表明されていることを指摘したい。先に見たように、南斉時代の「抄經」の背景にも、仏教を真摯に実践しようとした意図があったことを

船山氏が指摘していた⁽⁴⁶⁾。『行事鈔』の場合にも次の文章のように、簡略にすることによって出家者が実践する際に活用し易くすることを目指していた意図が見られる。

庶令臨機有用、無待訪於他人、即事即行、豈復疑於罪福。猶恐後代、加諸不急之務、增益其中、使真宗蕪穢、行者致迷。(大正四〇、三下)

ぜひ〔この書を〕機に応じて実用性のあるものにして、他人にいちいち質問する必要のないようにし、具体的事例に即して実践できるものにして、持戒(福)か犯戒(罪)かを疑うことのないようにしてほしい。私が心配なのは、後世になって必ずしも急に必要というわけではない事柄をもつて文章を増やし、〔私がこの書で目指した〕真宗⁽⁴⁹⁾を穢して行者を惑わせるような事態になることである。

この文章は後代の複数の注釈書の中で『行事鈔』の撰述意趣を示す際によく引用されている⁽⁵⁰⁾。ここでは「臨機有用」「即事即行」とあるように、具体的・現実的課題の解決を目的にしていることが分かる。さらに後代になって「諸の不急の務」を加えて文章や内容を増やそうとすることを戒める言葉も見られる。この点は序文の前半部分においても「もし省略を重ねてその梗概のみを示せば、実践する際に常に説明不足となるかもしれないし、〔また一方で〕いまだ必要ではない言葉をやみに議論するのは、この鈔(『行事鈔』)に於いては避けたいところである。(若略減取其梗概、用事恒有不足、必横評不急之言、於鈔便成所諱)⁽⁵¹⁾」と述べることも通じており、『行事鈔』は道宣にとって実践する際に便利な書にするため、簡略にしようとした意図が見えるのである。

以上のように、「抄略」や「略減」を重ねれば、内容に不足が生じる恐れがある。しかし一方で、実践上の「不急」の務めや言葉によって内容を増加するようなことは本書の方針ではないことを明確にしている。このように道宣

は仏典を抜き出していくことに対する欠点を承知しながらも、実践上の利点があることを序文で述べているのである。

おわりに

以上で論じたように、南朝での仏書編纂活動と、その時代に生きた僧祐の著作活動、そしてその動向と『行事鈔』撰述の背景にある道宣の意趣には極めて類似した傾向がある。前代に確立された「抄出」という方法論は道宣の律学にも受け継がれている。その背景には「述而不作」という著述の態度があったのである。僧祐と道宣の著述活動に共通している点は、インド伝来の仏典の文言をそのまま用いて書物を編集するという方法論であり、自らの見解や奥深い解釈を提示するような書物の作成を目指した形跡は見られない。仏教を学問的あるいは実践的に学ぼうとする者が効率よく学習できるような便利な書物を目指していた意識が見られるのである。

そして、以上のような両者の間にある共通意識を踏まえて『行事鈔』の文献的性格を考察してみると、新たな知見を得ることができる。『行事鈔』成立の背景には、初学者に実践的マニュアルを示すことができたいという従来中国律学に対する道宣の批判意識があった。序に見られる道宣の言葉には「顕行世事」「臨機有用」「即事即行」とあることが象徴するように、撰述の意趣は出家生活に関わる現実的課題の対処を目指したものであると言える。それ故『行事鈔』はインド伝来の仏典から要文を抜き取りながら、それらを意味や内容ごとに集約して篇を構成していく「鈔」という形式の文献として成立するに至ったと考えられる。序に見られる道宣の表現によれば、『行事鈔』は注釈書というよりも、類書性格を有する文献なのである。

注

(1) 『宋高僧伝』道宣伝「母娠而夢月貫其懷。復夢梵僧語曰、汝所妊者、即梁朝僧祐律師。祐則南齊剡溪隱嶽寺僧護也。宜從

出家、崇樹釈教」(大正五〇、七九〇中)。

(2) 藤善「二〇〇二」(第一章 僧祐より道宣へ) 参照。藤善氏の考察の中で特に重要な点は、生まれかわりを示唆する『宋高僧伝』の伝承が、道宣自身の文献(『律相感通伝』)にも見られることを指摘し、道宣も自覚していた可能性を示したことである。他にもこの問題を取り上げたものとして藤善「一九八八」がある。

(3) 中国における訳経史の流れや、この頃の詳細な事情については船山「二〇一三」第二章 翻訳に従事した人たち(特に三六一三七頁) 参照。

(4) 船山「二〇一三」第二章・第六章参照。

(5) 蕭子良の抄経作成については船山「二〇一三」(一五六―一六一頁)、藤谷「二〇〇七」参照。

(6) 蕭子良の事跡については『南齊書』巻四〇ほか、藤善「二〇〇二」(四一―六頁)、船山「二〇〇六」(一一―二頁) 等参照。

(7) 『高僧伝』僧祐伝「初受業於沙門法穎。穎既一時名匠、為律学所宗。祐遇竭思、鑽求無懈昏曉、遂大精律部、有励先哲。齊竟陵文宣王、每請講律、聽衆常七八百人」(大正五〇、四〇二下)。

(8) 「抄経」の性格や意義については船山「二〇〇二」「二〇〇六」「二〇〇七」「二〇一三」参照。

(9) 船山「二〇〇六」(二七一頁)。

(10) 船山「二〇〇七」(一四頁)。

(11) 「抄経」批判の代表として知られる僧祐については岡部「一九七二」・船山「二〇〇七」「二〇一三」(一五六―一六一頁) 参照。

(12) 『出三藏記集』新集抄経録第一「抄経者、蓋撮萃義要也。昔安世高、抄出修行、為大道地経。良以広訳為難、故省文略説。及支謙出経亦有字抄。此並約写胡本、非割断成経也」(大正五五、三七下)。

(13) 抄経から類書へという斉・梁代の流れは大内「二〇一三」(第一篇 第二章 梁代仏教類書と『経律異相』) や落合「二〇〇六」に詳しく論じられる。

(14) 大正五五、九〇中。

(15) 『印定成経』経は仏によって認可されて成立していること。吉蔵『勝鬘宝窟』「問、何故標仏耶。答、略明四義……三者為印定成経。雖有餘人所説、仏不印定、不得成経。今欲印定成経、是故標仏」(大正三七、八上)。

(16) 【猷言】道理・教え。『鈔批』「猷者法也。謂我何敢輕慢法言」(卍新纂四二、六二三中)。『搜玄錄』「猷法也。豈敢輕慢三藏聖法之真言」(卍新纂四一、八六六中)。

(17) 【学有所承、承必知本】学問の師資相承を意味する。師から教えを承るということは、師を遡っていくことによって必ずおおもとの立場にたどり着くことができるということ。『鈔批』「学有所承等者、謂我親承首律師所也。聽講律得二十餘遍也。承必知本者、謂師師相承、相伝不絶、故曰承也。親知如来制之本意、故曰承必知本也」(卍新纂四二、六二三中)。

(18) 【廢立意多】ある事柄について仏典を引用する際に、記載がある仏典とない仏典とがあること。特に律藏研究においては諸律を対照させるとこのような廢立が多く見られる。慧皎『高僧伝』明律篇・論「於是互執見聞、各引師説、依拠不同、遂成五部。而所制輕重、時或不同、開遮廢立、不無小異」(大正五〇、四〇三上)。

(19) 大正四〇、三下。

(20) 題字「鈔」の義については元照の『資持記』も次のように明解な解釈をしている。

鈔者有二義。一採摘義、二包撰義。謂於三藏正文聖賢遺記、採拾要當、以為文体。下云撮略正文、即初義也。彼文既広、備録則繁。故於其間、略提首後、詞省理足。下云包撰諸意、即次義也。至第十門、當自広説。(卍新纂四三、六一六下
—六一七上)

元照は「鈔」に三藏などの聖教を「採摘」という意味の他に「包撰」の意味があるとす。これは『行事鈔』が単なる部分的な抜き書きではなく、始めと終わりを一貫させて意味を明瞭にするという方針によって作られた戒律文献であることを意味している。

(21) 『簡正記』「四辨鈔之一字、此有二種。若従手作、但調略、即文約義豊。今従金者、便具三義。略義如前。准下文云、固令撮略正文、包括諸意也。二久固義、如世真金、促革不改、百練不変、久埋不生。又如世中於国有功之臣、賜以鉄券、以表其人、子子孫孫榮不絶。此鈔亦爾、永用無其廢時也。三利用義、如金有濟貧之用。此鈔亦然、対事施行、濟機斯是。故下文云、庶令臨機有用、即事即行等是」(卍新纂四三、二七上)。

(22) 【上卷】「標宗顯徳篇第一」より「自念宗要篇第十二」までの十二章を指す。この上巻は、諸羯磨や受戒・説戒・安居など、僧団全体としての行為・行事に関する規定を論じた章である。

(23) 【撰於衆務】「衆務」は、出家者の様々な務めのことであり、『資持記』によると、特別ここでは「羯磨」を意味するとい

う。この点で下巻の「隨機要行」とテーマが異なっている。『資持記』「衆務謂四人已上羯磨僧事」(正新纂四三、六二二下)。④【中巻】「篇聚名報篇第十三」「隨戒釈相篇第十四」「持犯方軌篇第十五」「懺六聚法篇第十六」の四章を指す。この中巻では、戒体・戒相や罪の分類・懺悔の方法などが論じられている。

⑤【下巻】「二衣総別篇第十七」より「諸部別行篇第三十」までの十四章を指す。この下巻には、衣葉等の所持品をはじめとする出家者の日常生活に関する様々な章が置かれている。

⑥【科擬】内容を推し量って節や章を分科すること。『資持記』「科謂分節、擬即度量」(正新纂四三、六二二下)。

⑦【取物類相從】同類のテーマごとに分類すること。ここでは、篇の名称と一致しない事柄でも関連があれば当該の篇に組み込むことを意味する。諸注釈は例を挙げてこれを説明している。『資持記』「言物類者、今先拏示、如安居分房、釈相明法体、懺六聚中明事理而懺、二衣分亡人物、導俗明說法儀、沙弥中出家業、及七篇中所注法附。若擲篇題、実非該撰。然夏中分房、同安居類。故但標安居。其餘自撰餘皆準此。是則三十首題、並擲一篇之主耳。若爾何以有注法附、或不注者。答有親疎故」(正新纂四三、六二二下—六三三上)。『鈔批』「今取物類相從者、以標名首者、且如結果、総有七種。大界有三、小界有三、并戒場為七。今直標名、云結果方法。雖有七相、從一名。餘二十九篇、列之可解。又如說戒、即有心念說戒、及對首衆法說戒、而今合言說戒正儀、故曰物類相從也」(正新纂四二、六一四中)。

⑧ これと同内容の文章は序の後半にもある。「夫宅身弘海、餐味法流、形則僧伍、行唯三位。若違仰正戒、識達持犯、則中巻之中、体相具矣。自行既成、外徳彰用、則上巻之中、綱領存矣。自他両徳、成相多途、則下巻之中、毛目顯矣。此三明行、無行不収、三巻撰文、無文不委。然則事類相投、更難量擬。若長途散釈、則寡於討論。必隨相曲分、便過在繁碎。今隨宜約略、通結指帰、使拏領提綱、毛目自整。載舒載覽、隨事隨依」(大正四〇、四七七)。

⑨【行事鈔】序「長見必録以輔博知、濫述必剪用成通意、或繁文以顯事用、或略指以類相從、或文斷而以義連、或徵辭而仮來問。如是始終交映、隱顯互出」(大正四〇、一上中)。

⑩【行事鈔】序「此三明行、無行不収、三巻撰文、無文不委。然則事類相投、更難量擬」(大正四〇、四七七)。

⑪ 例えば『歷代三寶紀』では、『経律異相』について「至天監七年、以為正像漸末、信楽弥衰、三蔵浩漫、鮮能該洽。勅沙門僧旻宝唱等、録経律要事、以類相從、名経律異相、凡五十巻」(大正四九、九四中)とあり、広大な経律の要事を同類の項目ごとに分類したことを「以類相從」と表現する。館「一九八二」は「以類相從」の意味について「一定の分類基準を設

けて条文を排列したという意味」(六九頁)であるとして端的に定義している。また、仏教類書の成立やその背景を論じた研究には、前掲の大内「二〇二三・落合」二〇〇六があり、「以類相從」という句に代表される類書の基本概念に関する言及が見られる。

(32) 【冠超衆象】戒の功德は思議し難いものであることから、具体的な形や現象として現れる様々なものを超越していること。

【資持記】「良以戒徳高広、故非一物可喩。徧拳諸象、各得一端、不能全似、故云冠超也」(卍新纂四三、六一七下―六一八上)。他の注釈では、「衆象」を定慧二字のこととして、戒は定慧の基であるからこれらより勝れているとする解釈もある。

【鈔批】「衆像者、是定慧等万善也。戒能生定慧、定慧所依故、徳超二学。故曰冠超衆像」(卍新纂四二、六一一中)。【捜玄録】「像法中、聖教非一、八万法門、以為衆像。……戒為定慧諸法之上」(卍新纂四一、八四四下)。【簡正記】「別脱之戒、最為高貴、猶若於冠、為万善之因基。一切定慧、從茲立故。所以超也」(卍新纂四三、三三上)。

(33) 【三宝之舟航】舟航には「運載」の義があることは諸注釈書で共通して注釈されているが、ここでの意味は、「三宝を後の時代へ運んで住持していく」という意味と、「人々を悟りの世界へ運ぶ」という意味と、二つの意味に解釈できる。前者の意で解釈するのは「捜玄録」(卍新纂四一、八四六上)・【簡正記】(卍新纂四三、三三中)であり、おおむね後者の意で解釈するのは「鈔批」(卍新纂四二、六一一中)である。【資持記】は両義を挙げた上で前者の立場をとる。【資持記】「功由戒力運載不絶、故如舟焉。何以然耶、由仏法、二宝並仮僧弘。僧宝所存、非戒不立。……或可越度凡流、入三宝位、必須受戒、以合舟喩。文通此釈、前解為正」(卍新纂四三、六一八上)。

(34) 【四依】仏教者が依り所とすべき四つの対象。これには人四依・行四依・法四依があるが、ここでは教えが仏弟子たちに伝承されて減びなかったという文意より、人四依を指すと考えられる。【資持記】「今此所標、即人四依」(卍新纂四三、六一八下)。

(35) 【澆訛】時代とともにうすまって悪い方向へ転化していくこと。湛然「止観輔行伝弘決」「正法将墜、時逢像末、法漸澆訛、衆生起過」(大正四六、一六六下)。また道宣の場合には、同様の意味・文脈で「浮訛」という語を用いる例がある。

【四分律刪補隨機磨疏】序「所以前修後進、成誦維持、代漸浮訛、不無沿蓋」(卍新纂四一、八四中)。【大唐内典録】歴代衆經伝訳所従録の序「訳従方俗、随俗所伝、多陷浮訛、所失多矣」(大正五五、二一九下)。

(36) 【争鋒唇舌之間、鼓論不形之事】「莊子」盜跖「搖唇鼓舌、擅生是非」。「不形之事」については【鈔批】に「以其真如理

相、既深非可見聞、故曰不形。形由現也。又云虛說至理。……」（『新纂四二、六一二上』）とある。

(37) 大内篇「二〇一三」参照。

(38) 『前代諸師所流遺記』『行事鈔』序「次明諸師異執。法聰律師、覆律師（出疏六卷）、光律師（両度出疏）、理・隱・樂三師（各出抄）、遵統師（疏八卷）、淵律師（有疏）、雲・暉・願三師（各自出抄疏）、洪勝二師（有抄）、首律師（有疏二十卷）、礪律師（有疏十卷）、基律師（有疏）、已外曇瑗・僧祐・靈裕諸師、已下及江表関内河南蜀部、諸餘流伝者、並具披括一如義鈔」（大正四〇、三二下）。

(39) 『文疏廢立問答要抄』各注釈書を見ると、文疏・廢立・問答・要抄をそれぞれ注釈するもの（『簡正記』『新纂四三、三九中下』）と、「文疏廢立」「問答要抄」との二つに分けて注釈するもの（『鈔批』『新纂四二、六二三上』・『搜玄録』『新纂四一、八五二上』）とがある。よって「文疏・廢立・問答・要抄」なのか、「文疏の廢立、問答の要抄」なのかは今後慎重に検討する必要がある。

(40) 『世事』『搜玄録』『世事者、当今現世之機要、所行之事也』（『新纂四一、八五二上』）。『資持記』『言世事者、謂是世中合行之事、非世俗之事也』（『新纂四三、六二〇中』）。

(41) 『時有銳懷行事』行事を示すすぐれた律僧諸師を指すが、文中の「時」がいつなのか、また具体的に誰なのかをめぐっては注釈によって見解が異なる。『資持記』は「即目鑑誦光願四師」（『新纂四三、六二〇下』）とし、『搜玄録』は「時者謂教來九代時中、有脩撰羯磨者、云時有也」（『新纂四一、八五二上』）とする。一方『簡正記』は「但是鈔主同時制作諸師也」（『新纂四三、三九下』）とする。

(42) 『文在義集』広律に散在する諸羯磨文を意味にしたがって章や節に区分してまとめること。このような作業は意味内容を明確にするという点で評価もできるが、道宣の文脈の場合には正文に依らず恣意的な解釈をしてしまうという点で批判的な意図で述べたものとも考えられる。『資持記』『次義集者、即諸本羯磨、以羯磨文散在広律、並以義類、集結成篇、故云文在義集』（『新纂四三、六二〇中』）。『鈔批』『不依聖教、多用意言、故称義集』（『新纂四二、六一三中』）。

(43) 『見行羯磨』受戒・說戒・自恣など現実に行われる諸羯磨を指す。また「見行」は注釈書では「現行」とされる場合もある。『鈔批』『并現行羯磨者、今鈔中說戒受戒自恣等諸羯磨、是常途現行之事、故曰現行也』（『新纂四二、六一四上』）。『資持記』『对世寡用、故曰見行』（『新纂四三、六二二上』）。

(44) 【並皆攬爲此宗之一見】『資持記』によれば、前の句「導俗正儀、出家雜法」は『行事鈔』導俗化方篇・沙弥別行篇を指すとし、この二篇は『四分律』の引用が少なく、他律等の引用の方が多いという。それは著者道宣が諸律の同異を取捨するなどの考察を行った結果であるから、道宣はこの一文を入れることにより、『行事鈔』が全体として「此の宗」の正統な見解であることを述べたと考えられる。『資持記』「下二句即指導俗沙弥篇中諸事。由此二篇、多集群部、少出本宗、故別會之。尋文可見。既並他部、收歸本宗、故云攬爲一見等。此宗者、若対餘部、即指四分。若対諸家、即歸今鈔一家行事」(『新纂四三、六二二上)。

(45) 大正四〇、一中。

(46) 船山「二〇〇二」「二〇〇六」「二〇〇七」参照。

(47) 【臨機有用】「即事即行」とほぼ同義の対句になっており、受戒・説戒・安居・自恣等を含む仏道生活全般にわたつてこの書を活用して律の規定を守っていくことを、道宣が読者に求めている言葉。『資持記』「臨機有用、即事即行、二句偶対、語別義同」(『新纂四三、六四一上)。「鈔批」「臨機有用等者、謂如対受説安恣計請等事。即披文而用之、不旁問於他人也。豈復疑於罪福者、既執事案文。何所疑。罪福者、福持罪犯、豈疑持犯也」(『新纂四二、六二二下)。

(48) 【不急之務】いま急に必要ではない務め。より具体的に「不急」とは、例えば提婆達多の破僧など、仏在世中の特殊な状況下で起こつた戒律問題を指し、これらは出家者の務めとして直近の課題ではないとして『行事鈔』撰述の意趣とは異なることを述べたもの。「荀子」天論「無用之弁、不急之察、棄而不治、若夫君臣之義、父子之親、夫婦之別、則日切磋而不舎也。』鈔批』では、道宣が詳細な説明を省略しようとする「破僧違諫戒」を事例として挙げる。「鈔批」「知其始末者、勝云、且如破僧違諫諸戒、始末大繁、不属今時現行。若更窮所由、非鈔之意。故前序中云、横評不急之言、於鈔便成所諱、是義也」(『新纂四二、六六〇上)。「行事鈔」随戒釈相篇(「破僧違諫戒」の当該箇所)「或事希法隱、当世寡用(「如誘僧拒僧欲不障道等」)或但有因用、終不辨果。局仏在世有、滅後所無(「即此二破僧違諫者」)如此衆戒、其相極多、終非見用、徒費抄略、並所未詳出」(大正四〇、六三中)。

(49) 【真宗】道宣の立場、あるいはこの『行事鈔』撰述における道宣の立場を示した語。「鈔批」「真宗蕪穢者、指鈔爲真宗。謂若更加不急之文、便是荒穢、致使後人行用則昏迷、不識其意、故曰」(『新纂四二、六二二下)。「簡正記」「真宗蕪穢者、此鈔堪爲濟世行事、号曰真宗。若加不急之詞、如野草混於良田、名蕪穢也」(『新纂四三、七三上)。

- (50) たとえば『資持記』「鈔興中標云本意者、下云臨機有用等是」(『新纂四三、六四〇中)、「臨機有用、即事即行、……此之四句、一部大宗、独異諸師、高超九代」(『新纂四三、六四一上)、「簡正記」問前代既有疏抄不小。南山何故更製鈔文。莫是政乎異端、強生穿鑿否。答但為古來疏抄、文繁隱略、未可逗機、致使今師斐然起意。貴臨機有用行事無疑、卷約行分、篇隨類聚、言過二十餘万、隨檢依行。広在下文総序中述」(『新纂四三、二二上)。
- (51) 大正四〇、一中。

略号ならびに参考文献

大正…大正新脩大藏經(大藏出版)。
『新纂…新纂大日本統藏經(国書刊行会)。

- 『行事鈔』…唐・道宣撰『四分律刪繁補闕行事鈔』(『大正新脩大藏經』第四〇卷所収)。
『搜玄録』…唐・志鴻撰『搜玄録解四分律刪繁補闕行事鈔録』(『新纂大日本統藏經』第四一卷所収)。
『鈔批』…唐・大覺撰『四分律行事鈔批』(『新纂大日本統藏經』第四二卷所収)。
『簡正記』…後唐・景霄撰『四分律行事鈔簡正記』(『新纂大日本統藏經』第四三卷所収)。
『資持記』…宋・元照撰『四分律行事鈔資持記』(『新纂大日本統藏經』第四三・四四卷所収)。

大内文雄『二〇一三』『南北朝隋唐期仏教史研究』(法蔵館)。

——(編)『二〇一三』『道宣著作の研究—道宣著作序文訳注稿—』(『大谷大学真宗総合研究所研究紀要』第三〇号、一一九八頁)。

岡部和雄『一九七二』「僧祐の疑偽経観と抄経観」(『駒澤大学仏教学部論集』第二号、六三—七四頁)。

落合俊典『二〇〇六』「漢訳經典の生成と要文集の編集—『法苑珠林』以前の世界—」(『科学研究費補助金研究成果報告書』『小野

随心院所蔵の文献・凶像調査を基盤とする相関的・総合的研究とその展開』Vol.1「研究代表者・荒木浩」八一—四頁)。

館 裕之『一九八二』「経律異相」を中心としてみた梁代仏教類書の編纂事情」(『佛教大学大学院研究紀要』第一〇号、六三—

九〇頁)。

内藤龍雄 「一九七一」『僧祐の著作活動』(『印度学仏教学研究』第二〇卷第一号、二八四—二八七頁)。

藤谷昌紀 「二〇〇七」『蕭子良の抄経・著作の性格について』(『印度学仏教学研究』第五六卷第一号、二二—二八頁)。

藤善真澄 「一九八八」『僧祐は道宣なり』(『大乘仏典(中国・日本篇)』第四卷、月報六、中央公論社)。

—— 「二〇〇二」『道宣伝の研究』(京都大学学術出版会)。

船山 徹 「二〇〇二」『漢訳』と「中国撰述」の間—漢文仏典に特有な形態をめぐって—(『仏教史学研究』第四五卷第一号、

一一—二八頁)。

—— 「二〇〇六」『南齊・竟陵文宣王蕭子良撰『淨住子』の訳注作成を中心とする中国六朝仏教史の基礎研究』(科学研究費

補助金研究成果報告書「研究代表者・船山徹」)。

—— 「二〇〇七」『六朝仏典の翻訳と編輯に見る中国化の問題』(『東方学報』京都 第八〇冊、一一—一八頁)。

—— 「二〇一三」『仏典はどう漢訳されたのか—ストラが經典になるとき—』(岩波書店)。

(平成二十六年科学費助成事業「基盤研究(c)」「道宣著作の研究」(研究代表者・大内文雄)の研究成果の一部)